

令和元年6月4日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02128

研究課題名(和文) 討議倫理学における「普遍化原理」に関する研究

研究課題名(英文) On the principle of universalization in discourse ethics

研究代表者

久高 将晃 (KUDAKA, Masaaki)

琉球大学・人文社会学部・教授

研究者番号：80398304

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、討議倫理学の道德原理である「普遍化原理」を、1. 新たに定式化し、2. 根拠付けることである。この目的のために、様々な討議倫理的アプローチと、「普遍化原理」の根拠付けの論証を、包括的に分析し、批判的に検討した。その結果、第一に、新たな「普遍化原理」によって討議倫理学の適用問題を解決できること、第二に、ある超越論的語用論的な仕方では「普遍化原理」を根拠付けることができることを、明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究結果によって、これまで行ってきた討議倫理学の研究が包括的に(すなわち、根拠付け問題と適用問題とに関して)完成した。それによって、討議倫理学の可能性に関して、第一に、従来の討議倫理学の問題としての公共的討議が不可能な現実の問題状況への適用不可能性を、仮想的討議と新たに定式化された普遍化原理によって解決することで、適用問題に対して適用可能性を示したこと、第二に、討議倫理学の倫理的規範と道德原理を超越論的語用論的に新たに根拠付けることで、根拠付け問題に対して根拠付け可能性を示したこと、この二つに学術的意義がある。同時に、現実の問題状況への討議倫理学の有効性を示したことに社会的意義があるだろう。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to reformulate and to justify the "principle of universalization" (U) as the moral principle of discourse ethics. To this end, I comprehensively analyzed and critically examined different versions of discourse ethics and traditional justifications of (U). This study yielded the following results: First a newly formulated (U) can solve the problem of the applicability of discourse ethics. Secondly, a transcendental-pragmatic argument can justify (U).

研究分野：西洋倫理学(討議倫理学)

キーワード：討議倫理学 普遍化原理 適用可能性 根拠付け可能性 超越論的語用論

## 1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、これまで、討議倫理学に関して、第一に、討議倫理学の適用可能性について、第二に、超越論的語用論的討議倫理学における道徳的規範の究極的根拠付けについて、研究してきた。

- (1) 第一の研究では、討議倫理学の道徳原理を現実の問題状況にいかにか適用できるのか、という「適用問題」の観点から、特に超越論的語用論的討議倫理学の展開を批判的に検討することで、討議倫理学の適用可能性について考察した。その成果は、科学研究費補助金(若手研究(B)課題番号19720004:2007-2010年)の助成に基づいて、論文として発表されている。
- (2) 第二の研究では、「道徳的規範」の根拠付けに固有の問題である「自然主義的誤謬」や「超越論主義的誤謬」などを検討することで、超越論的語用論的討議倫理学による「道徳的規範」の究極的根拠付けについて考察した。その成果は、科学研究費補助金(若手研究(B)課題番号23720014:2011-2014年)の助成に基づいて、論文として発表されている。

上記のこれまでの研究から明らかになったことは、以下の二つのことである。

- (1) 従来の討議倫理学は「公共的討議」において道徳的問題を解決することには適していると言える。しかし、討議を現実に向くことができない状況という「具体的な道徳的問題における討議の現実的不可能性」の問題を「公共的討議」に基づく従来の討議倫理学のアプローチでは答えることができないので、自己内対話としての「仮想的討議」に基づいた新たなアプローチが必要とされるということ、第一の研究では示した。しかし、第一の研究では、この仮想的討議に基づくアプローチの構想は示唆されただけであった。そこで、残された今後の課題としては、公共的討議と従来の討議倫理学では考慮されていない「仮想的討議」とに適した「普遍化原理」を定式化することがある。この課題は、討議倫理学の「適用問題」に関連している。
- (2) 超越論的語用論的討議倫理学の究極的根拠付けの対象は、実践的討議における、討議規則としての「道徳的規範」と道徳原理としての「普遍化原理」との二つがある。「道徳的規範」の究極的根拠付けに関しては、第二の研究において、その根拠付けは可能であるということを示した。しかし、「普遍化原理」の究極的根拠付けに関しては、今後の課題として残されている。この課題は、討議倫理学の「根拠付け問題」に関連している。

## 2. 研究の目的

上記の「研究開始当初の背景」における今後の課題から、本研究では、本研究代表者のこれまでの超越論的語用論的討議倫理学研究に基づいて、討議倫理学の包括的(すなわち、根拠付け問題と適用問題とに関する)研究を完成させるために、以下の二つの目的を設定した。

目的(1) 公共的討議だけではなく、「仮想的討議」にも適した道徳原理(「普遍化原理」)を新たに定式化し、

目的(2) 「普遍化原理」を根拠付けること。

## 3. 研究の方法

第一に、研究の性質上、文献読解が主な研究方法となる。

具体的には、目的(1)の「普遍化原理」の新たな定式化に関しては、主に以下の文献を考察した。Jürgen Habermas „Diskursethik“, in: ders. *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt a.M., 1983; Albrecht Wellmer, *Ethik und Dialog*, Frankfurt a.M., 1986; Karl-Otto Apel, „Grenzen der Diskursethik? Versuch einer Zwischenbilanz,“ in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Band 40, 1986; „Kann der postkantische Standpunkt der Moralität noch einmal in substantielle Sittlichkeit »aufgehoben« werden?,“ in: ders. *Diskurs und Verantwortung*, Frankfurt a.M., 1988; Klaus Günther, *Der Sinn für Angemessenheit*, Frankfurt a.M., 1988; Niels Gottschalk-Mazouz, *Diskursethik*, Berlin, 2000; Wolfgang Kuhlmann, „Diskursethik Akt-oder Normenethik?,“ in: H. Burckhart u. H. Gronke (Hrsg.), *Philosophieren aus dem Diskurs*, Würzburg, 2002; Marcel Niquet, *Moralität und Befolgungsgültigkeit*, Würzburg, 2002; Micha H. Werner, *Diskursethik als Maximenethik*, Würzburg, 2003.

目的(2)の「普遍化原理」の根拠付けに関しては、主に以下の文献を考察した。Wolfgang Kuhlmann, *Reflexive Letztbegründung*, Freiburg/München, 1985: Jürgen Habermas, „Moralität und Sittlichkeit,“ in: W. Kuhlmann (Hg.), *Moralität und Sittlichkeit*, Frankfurt a.M., 1986: William Rehg, „Discourse and the Moral Point of View: Deriving a Dialogical Principle of Universalization“, in: *Inquiry*, 34, 1991: Ernst Tugendhat, „Die Diskursethik“, in: ders. *Vorlesungen über Ethik*, Frankfurt a.M., 1993: Karsten Malowitz, „Ernst Tugendhat und die Diskursethik“, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, 49, 1995: Konrat Ott, „Wie begründet man ein Diskursprinzip der Moral? Ein neuer Versuch zu »U« und »D«“, in: ders. *Vom Begründen zum Handeln*, Tübingen, 1996: Christoph Lumer, „Habermas’ Diskursethik“, in: *Zeitschrift für philosophische Forschung*, 51, 1997: Karl-Otto Apel, „Das Problem der philosophischen Letztbegründung im Lichte einer transzendentalen Sprachpragmatik“, in: ders. *Auseinandersetzungen in Erprobung des transzendentalpragmatischen Ansatzes*, Frankfurt a.M., 1998: Uwe Steinhoff, *Kritik der kommunikativen Rationalität*, Paderborn, 2006: Wolfgang Kuhlmann, „Unhintergebarkeit und „Kurze Diskurse““, in: ders. *Unhintergebarkeit*, Würzburg, 2009.

第二に、国内外の研究者との議論を通じて、本研究を深めるという方法を取った。

具体的には、批判的社会理論研究会で発表を行い、国内の研究者と議論を行った。そして、代表的な討議倫理学者であるマティアス・ケトナー (Matthias Kettner) 博士とマルセル・ニケ (Marcel Niquet) 博士を日本へ招聘し、国際研究会を開催し、「普遍化原理」に関して、議論を行った。

#### 4. 研究成果

上記の二つの「研究の目的」に対応して、以下の研究成果を得た。

目的(1)「普遍化原理」の新たな定式化について：

この目的に関する研究成果として、雑誌論文「討議倫理学の適用問題と道德原理 従来の討議倫理学の問題と新たな普遍化原理」を発表した。本論文では、まず、討議倫理学の適用可能性の試金石として、公共的討議を行うことができないカントの問題状況を提示し、カントの問題状況を従来の討議倫理学では解決できないということを、様々な討議倫理的アプローチ、すなわちハーバーマスの「普遍化原理」、アーペルの「補完原理」、ギュンターの「整合性の基準」、ニケの「遵守妥当性」に関する原理、クールマンの「行為倫理学としての討議倫理学」、ヴェルナーの「格律の倫理学としての討議倫理学」を検討することで、明らかにした。これらの討議倫理的アプローチの問題は、主に、各々の道德原理の定式化にあった。そこで次に、カントの問題状況を解決するために、ヴェルマーの「一般化可能性と一般化不可能性との違い」を参考にして、公共的討議と仮想的討議とに関する新たな普遍化原理を定式化した。この定式化によれば、公共的討議の道德原理が表現しているのは、理に適った拒絶不可能性は規則の遵守妥当性の必要十分条件である、ということである。そして、その必要条件を仮想的討議の道德原理は表現しているので、公共的討議の道德原理から仮想的討議の道德原理が帰結する、ということを示した。最後に、この新たな普遍化原理によって、カントの問題状況が解決される、ということを示した。この研究成果によって、討議倫理学の適用問題は解決され、その適用可能性が明らかになった。

目的(2)「普遍化原理」の根拠付けについて：

この目的に関する研究成果として、雑誌論文「討議倫理学における「普遍化原理」の根拠付けについて 超越論的語用論的根拠付けの試み」と雑誌論文「研究ノート 討議倫理学の「普遍化原理」の根拠付けを巡る議論 論証と批判の概観」とを発表した。第一に、雑誌論文では、普遍化原理(U)の根拠付けを巡る議論を概観し、その根拠付けの問題点を明らかにした。まず、ハーバーマスの『道德意識とコミュニケーション的行為』初版(1983年)における(U)の根拠付けを再構成し、この根拠付けに対するトゥーゲントハットとルーマーとシュタインホフの批判を提示した。これらの批判によれば、(U)の根拠付けは論点先取である。次に、トゥーゲントハットの批判に対するマロヴィッツの批判を示した。マロヴィッツによれば、『道德意識とコミュニケーション的行為』第二版(1985年)以降では(U)の根拠付けは訂正されているので、その批判は失敗せざるを得ない。しかし、ハーバーマスは、(U)の根拠付けに関して訂正は行っているものの、その詳細な論証を提示していない。そこで、ハーバーマスが指示し、詳細な論証を提示しているレーグによる(U)の根拠付けの概要を示し、レーグの根拠付けに対するルーマーとシュタインホフの批判を提示した。ルーマーとシュタインホフによれば、レーグによる(U)の根拠付けも論点先取である。更に、『道德意識とコミュニケーション的行為』第二版以降における(U)の根拠付けに対するルーマーの批判を提示した。ルーマーによれば、ハーバーマスによる訂正された(U)の根拠付けも論点先取である。最後に、オトに

よる(U)の根拠付けの新たな試みを示し、それに対して批判的なコメントを行った。これらの概観の結果、明らかになったことは、(U)の根拠付けは論点先取である、ということである。それ故、(U)の根拠付けにおけるこの問題点(論点先取)に答えることが、今後の主要な課題であることを明らかにした。

そこで、第二に、雑誌論文 では、論点先取を回避できるような普遍化原理の超越論的語用論的な根拠付けを考察した。まず、超越論的語用論的根拠付けは演繹的根拠付けではないので、論点先取という批判が超越論的語用論的根拠付けには妥当しない、ということを示した。そして、超越論的語用論的な仕方でも新たに(U)の根拠付けを試み、(U)を根拠付けた。この研究成果を用いることで、新たに定式化された「普遍化原理」も根拠付けることが可能であると考えられる。それ故、討議倫理学の根拠付け問題は解決され、その根拠付け可能性が明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

### [雑誌論文](計3件)

久高 将晃、「討議倫理学の適用問題と道德原理 従来の討議倫理学の問題と新たな普遍化原理」、『人間科学』(琉球大学人文社会学部人間社会学科紀要) 査読無、第39号、2019年、31-57頁

久高 将晃、「討議倫理学における「普遍化原理」の根拠付けについて 超越論的語用論的根拠付けの試み」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要) 査読無、第38号、2018年、41-60頁

久高 将晃、「研究ノート 討議倫理学の「普遍化原理」の根拠付けを巡る議論 論証と批判の概観」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要) 査読無、第37号、2017年、335-364頁